

Title	カントの幸福概念 : 構想力と判断力を手がかりに
Author(s)	田中, 朋弘
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 29 P.57-P.68
Issue Date	1995-12
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/5907
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

カントの幸福概念

—— 構想力と判断力を手がかりに ——

田 中 朋 弘

序

『実践理性批判』の分析論において幸福 (Glückseligkeit) を目指す格律は道徳法則から厳しく峻別され、道徳法則たる資格のないものとして排除される。このことから一般にカントの実践哲学は、厳格主義や形式主義というような言葉で説明されている。しかしその反面、弁証論においてカントは、幸福を最高善の第二要素として肯定的にとらえ直していることにも注意を払う必要がある。ところがこれまで、カントの幸福という概念自体を主題的に検討する試みは積極的になされてきたとは言いがたいように思われる。分析論での記述に従えばカントは、「幸福の格律が道徳法則にはなりえない」ということを示すために幸福について語り、幸福そのものについて綿密に考察を進めているわけではないのである。そこで本稿ではまず、カントの幸福に関する論述を検討し、それによって、幸福概念に関しては二面的性格が見て取れることを確認する。その上で、構想力と判断力という理性機能を手がかり

にそれらの性格がどのように統合されるべきかを検討することにした。

—

まず最初にわれわれは、『実践理性批判』の分析論における幸福概念の吟味を出発点とする。カントは分析論の冒頭で、実践理性の原則についての定義を示し、それらに関して、四つの定理を提出している（V, 21ff.）。カントはそこで、大きく分けると次の二つのことを述べようとしている。まず第一は、一切の実質的、経験的原理は、それが意志規定に際して根拠にされる場合には、実践的法則にはなりえないということ、また第二は、実践的法則とは格律の実質ではなく、形式のみに関して意志規定の根拠が含まれる原理であり、意志の自律がまさにその原理であって、一切の意志の他律は道徳法則とその義務に反するものだということである。

さてわれわれはここで特に、幸福について述べられる次の説明に注意を払いたい。

ところで理性的存在者が、自分の現存在に不断に伴っている生の快適を意識しているなら、この意識が、幸福である。そしてこのような幸福を意志の最高の規定根拠とする原理が、自愛の原理である。（V, 22）

カントはここで幸福を、理性的存在者の「現存在に不断に伴う生の快適の意識」と表現している。そしてこの説明は確かに、われわれが通常幸福を感じる際の感性的状況にもある意味では適合しているように思われる。しかし、この生の快適の「意識」が、そのまま「幸福」と同一視される点には疑問が残る。むしろこのような意識は、幸福そのものというよりは、幸福に伴伴するものなのではないか。⁽²⁾

他方カントは幸福を次のようにも規定している。

実際、幸福という概念は、対象と欲求能力との実践的關係に対しては、どこでもこの關係の根底に置かれる。しかしこの概念はそもそも主観的な規定根拠の単なる一般的標題にすぎないのであって、何も特殊的には規定しないのである。(V, 25)

ここでは幸福は、「主観的な規定根拠一般につけられた単なる標題」と表現され、「快適の意識」と同一視された幸福とは明らかに異なった意味内容を持っている。つまり、「快適の意識」とは、ここで言われる「主観的な規定根拠」の一つであり、幸福とはその総体的名称にすぎないということなのである。

以上二つの見方から分かるように、カントは幸福について記述する際に二通りの説明を与えている。つまり一方は、幸福に伴う感性的側面を強調し、幸福は快の意識とただちに同一であるかのように考える解釈である。このような見方は、「幸福とはわれわれの一切の傾向性を満足させることである。」(A806/B834)という『純粹理性批判』での記述にも見て取ることができる。そして他方は、幸福をそれらの感情の単なる総体的名称とみなす解釈である。このような見方は、「すべての人間は既に自ずと、幸福へのもっとも強く奥深い傾向性を持つが、それはまさにこの幸福という理念において一切の傾向性が一つの総体へと合一しているからである。」(N, 399)という『道徳形而上学の基礎づけ』での記述からも見て取ることができる。ここでは幸福は、傾向性の総体としての一つの「理念」であると説明されている。そしてこの理念は、その要素が全て經驗的であるにもかかわらず、一つの絶対的な全体を必要とするので、明確な概念にはなりえないことも指摘される(N, 418)。

では、このような二つの見方を統一的に解釈する道はないものだろうか。残念ながらカント自身は、この点について意識的に議論を展開することはない。したがって今やわれわれは、断片的に残された手がかりから自分で進むべき方向を定めなければならない。

さてそこでわれわれはまず、次の点を最初の手がかりとしたい。カントは、個人に厳密に幸福を命じる命法を不可能であると考え、その理由に「幸福は理性の理想ではなく、構想力 (Einbildungskraft) の理想」(N, 418) であるからと述べる。この短い叙述には、現在のわれわれの議論にとって意義のある指摘がなされているように思われる。つまり、構想力の持つ、感性和理性との架橋としての性格が、「幸福が持つ二面的性格」を解明するのに大きな役割を果たすのではないかと思われるのである。

二

さてカントは構想力を、「感性的経験を総合して悟性に媒介する能力」あるいは「対象をそれが現存していなくても直観において表象する能力」と説明し、これを「産出的構想力」(produktive Einbildungskraft) と「再生的構想力」(reproduktive Einbildungskraft) とに分けている (B151ff.)。そして幸福に関しては、個別的知覚体験を総括するという働きを持つということ、つまり、それらの総合という点では全く自発的であることから、産出的構想力の働きが検討されるべきであろう。

では、幸福が理性の理想ではなく、構想力の理想であるということは何を意味しているのであろうか。カントはまず、理念 (理性概念) による認識を「あらゆる経験的な認識がその一部を成すにすぎず」(A311/B367) しかも

「いかなる現実的経験も決してそれに完全に到達することはないが、しかし、常にそれに属するような認識」(ibid.)と説明する。そしてカントはさらに、純粹悟性概念によって理解(Verstehen)すること、理念によって把握(Begreifen)することとを区別するように指摘する。つまり、共に概念を基礎に置いているが、純粹悟性概念による理解はその対象を可能的な(あるいはア・プリオリな)経験のうちに持ち、理念による把握はそれを可能的な経験のうちに持たないということが両者の違いである。そしてそのような理念によってのみ限定される個体的な個物としての理念が理想(Ideal)と称される。それは、「常に限定された概念に基づき、遵守するためにせよ、評価するためにせよ、規則としてまた原型として用いられなければならない」(ibid.)理念である。われわれは、カントが理性の理想の説明に続けて、構想力の理想について加える説明に特に注目したい。

構想力の所産に関しては事情は全く異なるが、これに関しては、どんな人も説明できず、理解可能な概念を与えることはできない。それはいわば略図(Monogrammen)であって、示されうるいかなる規則によっても規定されない個別の輪郭にすぎず、ある一定の形象をなすというよりは、いわば様々な経験の中間に漂う素描をなす。(A570/B598)

カントはこのような構想力の理想を更に、「本来の意味で言うのではないが」と注釈を加えながらも、「感性の理想」(ibid.)と敢えて言い換えている。つまり、構想力の理想は、一方では理性の理想と同様に可能的な経験的直観の到達できない模範ではあるが、しかし他方ではそれとは異なっていて、いかなる規則も与えないからである。以上のような構想力の理想についての検討から、なぜわれわれが幸福を「理解する」ことができなかが明らか

になる。つまり幸福は構想力の理想であるがゆえに、素材は経験のうち求められるが、そこから創り出される幸福という理想そのものは経験のうち明確な対象を持たない。そして構想力の理想は、規則を与える能力を持たないので、それは、略図や素描という程度のものでしかなく、せいぜい「把握」されるにすぎないことになる。

さて、われわれはここまで、幸福概念を構想力を手がかりに検討した。しかしここで検討されたのは、先に見た幸福が持つ二面的性格の一方（つまり、「快の総体的名称」であるにすぎない。そのような性格に加えて、「生の快適の意識」という性格についても検討されるべきである。そしてそれによって、このような感情が幸福と同一視可能かどうかを吟味しなければならない。

三

さて、われわれが自らを幸福と判断する場合、その判断には快適の意識が伴う。しかし他方では、単なる感性的な快が、必ずしもわれわれの幸福感を満たさないこともあることが経験的事実として認められる。そしてそこから幸福は何らかの判断基準にしたがって判定されており、快の感情と直ちに同一視はできないのではないかとということが推測される。

そこでわれわれは、『判断力批判』の美学的判断力 (ästhetische Urteilskraft) の分析論で、趣味判断においては、産出的構想力が想定される (V, 240) と考えられていることに着目し、『判断力批判』の内に幸福の判断を解釈する手引きを求めることにした。ここでもカントは幸福を中心的に論じることはないが、幸福の判断は快・不快の感情を伴う反省的判断であるという点に関して、美しいものに関する判断と類縁性を有すると考えられる。

カントは判断力を、「一般に、特殊なものを普遍的なものに含まれたものとして考える能力」(V, 179)と規定する。そして、普遍的なもの(規則、原理、法則)が与えられていて、特殊なものをその普遍的なものの下に包摂する判断を規定的(bestimmend)判断と称し、単に特殊なものだけが与えられており、その特殊なものに対し判断力が普遍的なものを見出すべき場合の判断を反省的(reflectierend)判断と称している(ibid.)。

ここで幸福の判断に関しては、与えられた個別の経験的意識からその総体としての幸福という、普遍者を求める判断になることから、反省的判断力の働きが考えられる。例えば、論理的判断は、概念から認識を構成する判断、つまり規定的判断力による判断(Urteil)であるが、趣味に関する判断は、反省的判断力による判定(Beurteil)である。

さて、『判断力批判』において趣味は、美に関する趣味と感性的な快・不快に関する趣味とに分けられている(V, 214)。それらは共に、特殊者からそれを包摂する普遍者を導き出す原理を追求すべきものであり、その妥当性はわれわれにとって本来主観的なものにしかすぎない。そしてまさに幸福についての判定も、これらと同じようにその判断に快を伴い、特殊者から普遍者を求めるという点で、趣味に関する反省的判断であると解釈できる。しかしカントは、美に関する趣味については、ある種の普遍性を見て取っている。つまり美の判定は、論理的判断のように万人に対して普遍的に妥当する(allgemeingültig)のではないが、妥当すべき判断だと言うのである。カントはこれを一般妥当的(gemeingültig)判断と称する(ibid.)。つまり美に関する趣味判断は、万人に対して普遍的同意を求めて要求する判定である。

以下に美学的判定が一般的妥当性を要求する所以を、カントの言葉で確認しておくことにしよう。

ある対象の（感覚としてのその対象の表象の実質でなく）形式が、それに対する単なる反省において（対象から獲得されるべき概念を顧慮することなく）、そのような客体についての快の根拠として判定されるならば、この快はまた、この客体の表象と必然的に結合したものとして判断され、したがって単にその形式を把握する主観に対してのみならず、あらゆる判断者一般に対しても判断される。このとき対象は美しいと言われ、そのような快によって（したがってまた普遍妥当的に）判断する能力は趣味と呼ばれる。（V, 190）

つまり、われわれがある対象を美しいと判定する場合には、快の感情は対象の実質ではなく形式に直接に結び付いており、それは概念からではなく、反省による知覚によって生み出されるということである。カントはそのような結合を合目的と称するが、この判断は、この対象の表象様式の形式的合目的性を美学的判断の認識根拠とし、それは形式的であるがゆえに、一般的妥当性を要求されるべきものだと主張する。⁽³⁾

以上趣味判断は二つの種類に分けられる。そのいずれも主観的判断という点では同じ趣味の判断に属するが、前者は対象の実質に対して意図を持ち、後者は対象の実質に対して意図を持たない（V, 204ff.）。つまり、前者は対象の実質に対する反省からの、後者は対象の形式にたいする反省からの判断だということである。具体的には、前者は快適についての趣味であり、後者は美しいものについての趣味だということになる。カントはこれら二つの趣味を区別し、「感官的趣味」（Sinnen-Geschmack）と「反省的趣味」（Reflexions-Geschmack）と称する（V, 214）。反省の対象という観点から言い換えれば、前者についての判断を「実質的美学的判断」（materiale ästhetische Urteile）と、後者についての判断を「形式的美学的判断」（formale ästhetische Urteile）（V, 223）と

言うことができる。したがって、いわゆる美しいものに関する趣味とは「反省的趣味」であり、その判断は「形式的美的判断」だということになる。そしてカントはこのような判断だけが、本来の趣味判断 (eigentliche Geschmacksurteile) と述べる。⁽⁴⁾ さてわれわれが今考察の対象とする幸福についての判断とは、まさにここで問題となっている「感官的趣味」の判断であり、「実質的美的判断」に属すると言えるだろう。このことは、単なる感性的な快・不快に関する趣味が「感官的趣味」であり、対象の実質に関心を持つ「実質的美的判断」であるのと同様である。このような判断は一般的妥当性をすら持つことができない。そして幸福に関する判断の場合、対象の実質に関心を持ったとしても、それは単なる略図や素描としてしか把握できず、全く主観的な判断でしかありえないという点でもこの解釈に適っている。

四

さてここまで新たに確認されたのは以下の点である。

まず、幸福は産出的構想力の理想であり、それは個別的な知覚経験をその材料にするとはいえず、理性の理想とは異って、悟性による概念に依存しないがゆえに、経験のうちに漂える略図にしかすぎないものである。われわれ人間は、その自然的本性によって幸福を求めるように仕組まれているにもかかわらず、不幸なことに当の幸福について明確な概念を作ることではできない。われわれに許されているのは素描された幸福をせいぜい「把握する」ことにすぎない。

われわれは個別の経験を判定するために、反省的判断力の働く場において、自由な構想力の働きである幸福の理

想を求める。したがって、幸福そのものは単なる理念にすぎない。これが二面的な性格のうち的一方である。他方幸福の判断は趣味判断の一種であり、快の感情を伴うという感性的側面を持つ。これが別のもう一方の性格である。そしてこのような判断は、個別的経験の実質に関係する判断であるがゆえに、純粹に美学的な判断のように一般の妥当性を要求できず、あくまでも主観的な判断に止まるしかない判断なのである。だから幸福の判断は、感性的趣味に関する判断、あるいは実質的美学的判断と称されることになるだろう。

最後に、以上のように解釈された幸福概念は、最高善との関連においてどのように考えられるべきであろうか。確かに、われわれが本稿において確認した事柄は、『実践理性批判』分析論でのカントの論述（幸福の格律が道徳法則にはなりえないということ）を補強するかもしれないが、逆に、弁証論で再評価されるべき幸福にとっては不利な材料を提出しているように思われるかもしれない。しかし、この問題に関しては別の詳細な吟味を必要とすると考えられ、本稿で検討すべき問題の範囲を既に越えてしまっている。とはいえ、このことを承知の上で敢えて、この問題に関する検討課題を示しておくとしたら、以下のようになるだろう。

カントは、幸福がわれわれ人間に備わった感性的な本性であることを認めている。つまりわれわれは本性上、幸福追求への欲求を持つということである。このような幸福は、「自然的幸福」(physische Glückseligkeit) (W, 67) と言い換えても良い。しかし幸福を目指す格律は、本稿でも検討したように、客観的な妥当性を持つことはできない。だからわれわれに残されるのは、道徳法則を遵守することを条件とした上で、それに応じた幸福に与かる希望を持つという道しかないことになる。このような幸福は「道徳的幸福」(moralische Glückseligkeit) (ibid.) と言い換えられるだろう。そこで、この自然的幸福と道徳的幸福の関係について検討することが次の課題になる。

注

カントの著作からの引用は、『純粹理性批判』に関しては、慣例にしたがって第一版をA版、第二版をB版として各々の頁を示す。その他の著作に関しては、アカデミー版著作集の巻数と頁数を示す。

(1) カントの幸福概念が曖昧であることを指摘する論者も確かに存在する。小倉志祥、『カントの倫理思想』(東京大学出版会)一九七二、四二九頁以下。しかしそれを詳細に検討している論者はそう多いたとは言えない。本稿とアプロチの仕方は異なるが、以下の論文は特に重要だと思われる。渋谷治美、『カントの幸福批判論』、『唯物論研究』第五号(沙文社)一九八一、一一九頁—一三三頁。牧野英二、『カントにおける道徳と幸福』、『講座ドイツ観念論』第二卷(弘文堂)一九九〇、二九五頁—三三八頁。

(2) 厳密に言えば、幸福の判断に随伴すると考えられる。本稿では、幸福の判断が美学的判断の一種だということを示したが、反省的判断と快・不快の感情との関係を更に詳細に検討する必要がある。また道徳的感情についても同様である。これらの点に関しては、別稿での課題としたい。

(3) このような美しいものに関する判断が普遍的妥当性を要求しうる前提として、共通感官論が展開されるのはよく知られているが、紙幅の関係上この理念の検討には立ち入らない。ここでは美しいものに関する判断が、論理的判断のように客観的に妥当する判断ではありえないこと、さらに、快適なものに関する判断は、対象の実質に関心を持つがゆえに、より一層客観的妥当性から遠ざかっている(一般妥当的ではない)ことを確認することで、われわれの問題を検討するためには十分だと考える。

(4) 『判断力批判』におけるカントの論述では、「趣味判断」と「美学的判断」が共に、表象を構想力によって主観と直接に関係させることによって快・不快の感情を伴う反省的判断であると考える点において、同じ判断作用を表すものとして用いられていると解釈する。ただしカントは、美に関する分析論の冒頭では、「美しいものについての判断」にのみ問題を限局しているが、第八節以降では、これらの判断の対象を「快適なもの」と「美しいもの」に拡張することに注意を払う必要がある。この区別に関しては、「趣味判断」という語が「美しいもの」に関してよりも、「快適なもの」に関して使用されているという見方もある。これに関しては、以下の文献を参照していただきたい。D.

Thurnherr, *Die Ästhetik der Existenz*, Tübingen und Basel, 1994, S. 91. C. Fricke, *Kant's Theorie des reinen Geschmacksurteils*, Berlin/New York, 1990, S. 7.

この点の検討に関しては、関西倫理学会での口頭発表（大阪薬科大学、一九九三）の際、八幡英幸氏（京都大学）にご指摘をいただいたことに負うところが大きい。

- (5) 「道徳的幸福」に関しては、注(1)の牧野論文において特に詳しく検討されている。あるいは、以下の文献も幸福と最高善の関係について参考となる。V. S. Wike, *Kant on Happiness in Ethics*, New York 1994.

付記 本稿は「平成七年度文部省科学研究補助金（特別研究員奨励費）による研究成果」の一部である。

（大学院後期課程学生・日本学術振興会特別研究員）